

伊予市・中山町・双海町合併協議会  
第10回合併協議会  
会議録

日時 平成16年9月27日(月)午後2時~  
場所 中山町農業総合センター 2階 中ホール

郷



伊予市・中山町・双海町合併協議会

第10回協議会次第

日時：平成16年9月27日(月)14:00～

場所：中山町農業総合センター 2階 中ホール

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1)協議

協議第43号 町字名の取扱いについて

協議第44号 新市建設計画(案)について

(2)その他

第11回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉会

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

	氏 名	役職名等	出欠
伊予市	中 村 佑	市長	出席
	小 林 茂	助役	出席
	重 松 囿 右	議長	出席
	日 野 正 則	議員	出席
	岡 田 清 満	学識経験者	出席
	西 岡 義 雄	学識経験者	出席
	安 田 一 江	学識経験者	出席
	中山町	市 田 勝 久	町長
窪 中 修 一		助役	出席
井 上 正 昭		議長	出席
田 中 弘		議員	出席
亀 井 慎 滋		学識経験者	出席
高 橋 敏		学識経験者	出席
上 岡 幸 子		学識経験者	出席
双海町		上 田 稔	町長
	藤 田 稔	助役	出席
	大 石 寿 淑	議長	出席
	岡 田 博 助	議員	出席
	中 嶋 都 貞	学識経験者	出席
	矢 野 鎮 男	学識経験者	出席
	富 岡 喜久子	学識経験者	出席
	顧 問	泉 圭 一	愛媛県議会議員
松 岡 誼 知		松山地方局長	出席

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>定刻になりましたので、ただいまから伊予市・中山町・双海町合併協議会の第10回会議を開会いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いいたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>開会に当たりまして、中村会長からごあいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>暑さ寒さも彼岸までと言われますが、秋分を過ぎましてにわかに秋の深まりを感じる昨今でございます。</p> <p>本日第10回の協議会をご案内申し上げましたところ、松岡地方局長さんを初め、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。</p> <p>月に2回というハイペースの協議会を開催してまいりましたが、おかげをもちまして、残る議題もわずかとなってまいりました。</p> <p>本日ご協議をいただきますのは、町字名の取扱い、そして新市の建設計画（案）であります。合併の期日につきましては、現在はその目標という形で確認をいただいている格好でございますが、その点につきましても後ほどご協議をいただくことにいたしております。</p> <p>また、電算システムの統合業務につきましても、情報化推進審議会の状況等、ご報告をさせていただくことといたしております。</p> <p>どうかよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。開会のごあいさつといたします。本日はお世話になります。</p>

発言者	議題・発言内容
坪内主任	<p>それでは、ただいまから議題の審議に入りますが、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は委員総数21人に対し21人の参加であり、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、報道関係者から撮影の申し出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。</p> <p>なお、規約第10条第2項に、会長が会議の議長となると規定をいたしておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様にお願いがございます。ご発言の際に挙手をいただきましたら、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の進行を中村会長をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。</p> <p>議事に入る前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録の署名委員さんを指名させていただきます。</p> <p>本日は、双海町の富岡委員さん、伊予市の岡田委員さんにご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>最初に、前回の協議会をいただきました指定金融機関に関しまして事務局からの報告がございますので、報告をさせます。どうぞ。</p>
大森主任	<p>それでは、前回の協議会で指定金融機関等のうち、収納代理金融機関について、日野委員様から質問がありました件について回答い</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>たします。</p> <p>特に資料等ご用意いたしておりませんので、口頭のみでの説明になる点についてご容赦願いたいと思います。</p> <p>伊予市の現状での運用実態を申し上げますと、市外、特に県外からの納税等につきまして、市県民税及び固定資産税などの税金関係をメインに月当たり約100件から120件程度、年間では延べ約1,300件、金額では8,000万円から9,000万円程度が扱われております。</p> <p>今回、こうした実態を踏まえ、特に県外の事業所などに不便のないようにということで、みずほ銀行さんを収納代理金融機関に指定しようとするものであります。</p> <p>なお、参考までに申し上げますと、東京や大阪などの大都市に本店を置いて全国規模の業務展開をしている都市銀行にはみずほ銀行を初め、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、東京三菱銀行、UFJ銀行、りそな銀行などがありますが、松山に支店があるのはみずほ銀行だけでございます。みずほ銀行は松山支店を初め、県内では今治にも支店がございます。</p> <p>また、全国の県庁所在地にも支店がございます。このため、新市外や県外に住まわれている人や企業などが固定資産税などを納めるに際し、利便性を高めることができると思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>それでは、議題の審議に入らせていただきます。</p> <p>本日は会議資料が2冊に分かれております上に、附属資料等もございますので、お間違えのないようお手元にご用意をいただきたい</p>

発言者	議題・発言内容
北岡主査	<p>と思います。</p> <p>まず、会議資料のその2の方になりますが、報告でございます。</p> <p>報告第15号新市電算システム統合業務について、事務局から報告をいたさせます。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>先ほど会長さんの言われました会議資料その2の1ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>当日配付でお配りしておいた資料となります。よろしいでしょうか。</p> <p>それではご説明の方に入らせていただきたいと思います。</p> <p>1ページになりますけれども、報告第15号新市電算システム統合業務について。</p> <p>新市電算システム統合業務について、別紙のとおり報告する。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>新市電算システム統合業務の進捗状況について、まずご説明をいたします。</p> <p>1、全体スケジュールについてですけれども、(1)電算システム統合に係る説明会及び(2)業務別システム検討会、いわゆる統合業者との打ち合わせのスタートとなる会でございますけれども、それを開催いたしました。各専門部会長、各分科会長及び関係職員にお集まりいただき、新市システムの開発体制や業務別スケジュール、データ移行、システム統合方法と役割分担などについてご説明をいたしました。</p> <p>続いて、(3)使用機器及びネットワーク体系の決定についてで</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>すが、使用機器中、端末配備等以外の主要機器については完了、端末配備等については、10月以降の事務分掌の決定に伴い完了予定となっております。</p> <p>(4)、(5)については、システム非採用団体との打ち合わせですけれども、これについても予定どおりに協議を進めております。</p> <p>次のページになりますけれども、(6)データ統合作業及びネットワーク経路の基礎調査についてですけれども、これも完了しております。</p> <p>続いて2、ネットワークシステム構築スケジュールですが、(1)ネットワークの基本方針を完了、そして各市町庁舎等におけるネットワークの現況調査を実施しまして、(2)ネットワーク体系について完了をしております。</p> <p>(3)運用・導入計画についてですけれども、9月22日になりますが、国土交通省と協議の上、今後の工事期間を含めた日程で構築スケジュールを確保しております。その他の運用・導入計画、設備設計及びVLAN設計、各種工事設計については完了済みとなっております。</p> <p>続いて3、情報化推進審議会ですけれども、協議会でご報告をした第1回、第2回の審議会に加えまして、9月5日に第3回審議会を開催し、データ移行業務について審議をしていただきました。9月15日には第4回審議会を開催し、データ移行業務の継続審議及び統合業務についての審議をしていただきました。</p> <p>内容につきましては、後ほどご報告をいたします。</p> <p>次ページをお願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>4、推進体制についてご説明をいたします。統合業務をスケジュールどおり実施するために、推進体制を確保しております。3市町、自治体については、電算部会長をリーダーとし、分科会の下部組織として業務ごとに電算統合に係るワーキンググループを設置、プロジェクト体制で取り組んでいます。</p> <p>また、統合業者については、統括責任者のもとにプロジェクトマネージャー、さらにはプロジェクトリーダーを常駐とし、業務ごとに設置をされているチームリーダーとワーキンググループとの連携を図って協議を進めています。</p> <p>次に5、契約締結についてですけれども、合併に係る議会の議決後、委託契約を締結します。それまでに新市電算システム統合に係る最終仕様、経費を確立、確定していきます。</p> <p>次ページに一連の流れを表にしたものをつけておりますので、こちらの方をご参照いただければと思います。</p> <p>続いて、先ほど申し上げた第3回、第4回の審議会についてご報告をさせていただきます。6ページをお願いいたします。</p> <p>第3回・第4回伊予市・中山町・双海町合併協議会情報化推進審議会が開催され、新市電算システム統合に係るデータ移行業務及び新市電算システム統合業務について審議を行いました。審議結果については、後ほどご報告させていただきたいと思います。</p> <p>まず、次ページの方をお願いいたします。</p> <p>第3回審議会の概要について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>説明事項ですけれども、1、データ経費についてですが、伊予市のシステムに統合するための中山町、双海町からの経費となりますけれども、それが4,994万9,000円。内訳については愛媛</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>電算が2,965万2,000円、四国電子計算センターが2,029万7,000円となっております。</p> <p>次に、移行にどのような作業がかかるかですけれども、</p> <p>データ移行仕様書等各種資料の作成。</p> <p>仕様確認問い合わせ対応。</p> <p>データ移行の作成。</p> <p>移行データの確認となっております。</p> <p>続いて、(3)先進地事例を参考として記載させていただいております。まず、自治体別でございますけれども、人口と移行経費を記載しております。4,338人の自治体が2,007万6,000円、3,814人の自治体が2,604万円というふうに見ていただけたらと思います。</p> <p>次に 合併協議会別ですけれども、A 合併後の人口が4万4,823人の団体について2億809万2,000円、B 合併後5万2,762人の団体について8,052万7,000円となっております。</p> <p>網かけをしておるところが統合先の自治体となるのですけれども、Aについては人口が一番少ない自治体に統合するために、データ移行経費が高額となっております。逆にBについては、人口が一番多い自治体に統合するために経費が安価となっております。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>主な質疑応答についてですけれども、データ移行経費に関しましては、中山町と双海町の見積もり額の格差についての質疑が多く出ました。これに関しましては、特に両町のシステムの違いと考えられます。これに関しましては、特に両町のシステムの違いと考えられます。中山町のシステムについては自由度の高いシステムであ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>り、職員の要望に対してかなり柔軟に改善が重ねられていると聞いております。改善が多くなるほどにプログラムが複雑化し、それに伴うデータの確認作業も増加するとのこと。過去何年かのデータとなれば、さかのぼって十分な検証を行わなければならないために何倍かの作業も発生するという事です。短期間で統合作業を確実に行うために、データ移行を専任のプロジェクトチームを編成されているということからも、それに係る人員の差もあらわれていると思われます。</p> <p>そこで委員さんからの主な意見ですけれども、9ページをごらんいただければと思うんですが、主な意見等のところです。</p> <p>ほかの業者に委託すれば、データの基礎調査だけでも莫大な経費と時間を要するであろうことを考慮しますと、現在、中山町、双海町を担当している業者とデータ移行に関する随意契約を結ぶことは認められると思います。</p> <p>積算の根拠となっている単価については、積算資料に掲載されている広島や高松などの近隣の技術者料及び先進地事例と比較して、適切であると認められます。</p> <p>データをそれぞれの様式で提出する場合、用語も異なり、データそのものも違っていると考えられます。そうした事態を避けるため、仕様確認、問い合わせ対応などは必要経費といえると思います。</p> <p>中山町分の価格については実務的な作業のため、審議会での論議になじまない部分もあるので、行政側が交渉し、その結果を報告したのでよいのではないのでしょうか、といった意見がございました。</p> <p>続いて、第4回の審議会についてご報告をいたします。10ペー</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ジをお願いいたします。</p> <p>審議内容についてですけれども、第3回においてデータ移行業務の補足説明が求められておりましたので、継続審議をしていただきました。論点については、先ほどご説明した差額についてとなっております。</p> <p>11ページをごらんください。</p> <p>委員の主な意見をご説明いたします。</p> <p>データ移行について、別途経費が発生することのないよう留意してください。</p> <p>中間データを作成することで、データ提供側、データ統合側双方にデータ移行費が発生しますが、これは工程上いたし方ないと思われれます。</p> <p>中間データの引き渡しのため、Q &amp; A対応費が発生するものも工程的にやむを得ないと思われれます、といったような意見がございました。</p> <p>12ページをお開きください。新市電算システムの統合業務についての審議のご説明をいたします。</p> <p>統合経費についてですが、見積額は2億1,915万円となっております。内訳については、オーイーシーが2億1,672万円、富士通四国インフォテックが243万円です。</p> <p>続いて、(2)対象業務ですけれども、下記に掲載している表をご参照いただきたいと思います。対象業務の表のうち、健康管理システムについてのみ富士通四国インフォテックが担当する業務となります。その他オーイーシーとなっております。ただし、水道料金、受益者負担金、土地データ連動、児童扶養手当のシステムにつ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>いては、統合ではなくて各市町のシステムを継続して使用します。</p> <p>次に（３）統合に係る経費ですけれども、ハードウェアですが7,223万4,000円。内訳といたしまして（ア）既存システム拡張に係る機器5,084万5,000円、中山町、双海町に対応するためのホスト・サーバー関連機器、パソコン端末機、ページプリンタ装置、印影読取装置、そしてそれらの機器設置・設定に係る金額となっております。</p> <p>（イ）ですが、ネットワークの構築に係る経費2,138万9,000円となっております。</p> <p>続いて14ページをごらんください。</p> <p>パッケージですが、いわゆるソフトウェアの経費については420万円。伊予市のシステムを使用するため、基本的に新規の導入は行いませんけれども、下記業務について古いシステムを改訂（バージョンアップ）します。バージョンアップすることによって、合併作業費用及び年間保守経費の減額が見込めます。業務については老人医療、国民年金、児童手当、保育料、通常選挙となっております。</p> <p>次に データ統合作業1億3,862万1,000円。内訳としまして、（ア）標準フォーマットデータ変換作業3,352万1,000円。これについてはデータ提供業者から提出されたデータを、統合業者の標準フォーマットに変換する作業となっております。</p> <p>（イ）ですが、データ統合作業1億510万円。一番経費を要する作業となっております。内訳といたしまして、現状分析、外字対応、要件定義、カスタマイズ、中山町・双海町データ設定、同定・</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>各種コード変換、標準システム準備、研修、システム導入、環境整備、統合時研修、本番立ち会いになっております。</p> <p>そして、 のその他ですけれども、情報セキュリティポリシー策定に190万7,000円、新市情報化推進計画作成に218万8,000円、合計いたしまして409万5,000円となっております。</p> <p>主な質疑応答について15ページからとなっておりますが、こちらの方、専門的な用語がありまして、わかりづらいところが多々おありかと思えます。しかし、統合業務について機器の構成や作業手順などについて、細部にわたり熱心にご審議をいただいております。ごらんいただければおわかりだと思っておりますけれども、かなり多くの意見が取り交わされました。そこで、専門的な分野の質問やご指導、住民の視点からのご意見、ご要望がございました。この点についての詳細につきましては、資料をごらんいただいて、説明の方は割愛させていただきたいと思えます。15ページから22ページの部分となっております。</p> <p>その中で委員さんからの主な意見についてのみご説明をさせていただきたいのですが、20ページをごらんさせていただきたいと思っておりますけれども、下段の方ですが主な意見等の部分です。</p> <p>通信機器については、サポート体制にも配慮してください。ネットワークに利用する回線については安全性に十分配慮し、費用対効果、導入後のランニングコストについてもよく検討してください。</p> <p>セキュリティポリシー策定等については、情報化の恩恵に浴さない人々への配慮を十分にしてほしいと思えます。機器を使うときの職員の倫理観、ポリシー、説明責任能力の充実をお願いしたいと思</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ます。中山町、双海町の職員は異なる方法、考え方の新市システムに合わせる必要があります。統合業者にも総合的なご助力をいただきたいと思います。データ移行に関する項目について、データ移行業者とのコミュニケーションを十分図るように事務局にお願いしたいと思います、といった意見がございました。</p> <p>次に23ページの方をごらんください。</p> <p>中山町のデータ移行経費の見積額削減について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>第3回の審議会の中の意見として先ほどもご説明しましたが、経費削減について努力するように要求があった中山町のデータ移行経費に中山町が愛媛電算と再度交渉したところ、下記のような結果が得られました。77万7,000円減額されました2,887万5,000円の見積額の提示でございました。</p> <p>また、6ページの方にお戻りください。</p> <p>そうした経緯を経ましての審議結果となりますけれども、新市電算システム統合に係るデータ移行業務及び新市電算システム統合業務について合併担当事務局、電算部会、担当業者より詳細な説明を受けて、審議が行われ下記の答申を得た。</p> <p>記以降でございますけれども、新市電算システム統合に係るデータ移行業務及び新市電算システム統合業務について。</p> <p>新市電算システム統合に係るデータ移行業務及び新市電算システム統合業務について、適当であると認め、全会一致で承認するという報告でございます。</p> <p>ただし、業務を進めていく上での留意事項ですが、1、新市電算システム統合に係るデータ移行業務について、新市電算システム統</p>



発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>合に係るデータ移行経費については、別途費用が発生することがないように留意すること。</p> <p>2、新市電算システム統合業務についてですけれども、ネットワークに利用する回線については、安全性に十分配慮し、費用対効果、導入後のランニングコストについてもよく検討すること。</p> <p>セキュリティーポリシー策定の際、人的管理を適切に行うことといった留意事項として意見がございました。</p> <p>駆け足でしたけれども、以上でご報告を終わります。</p> <p>新市電算システム統合業務につきまして、事務局から進捗状況及び審議会の答申等の報告がございました。このことに関しまして皆さん方のご意見、ご質疑を受けたいと思います。</p> <p>専門的でございますので、皆さん方ご質疑は……。</p> <p>ご意見もないようでございますので、新市電算システム統合業務につきましては、審議会の答申を踏まえまして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。</p> <p>続きまして、会議資料はもう1冊の方になりますが、協議に入ります。</p> <p>協議第43号町字名の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明を求めます。</p>
久保次長	<p>それでは、お手元の第10回会議資料1ページをお開きください。</p> <p>協議第43号町字名の取扱いについて、ご説明させていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>この件につきまして、分科会、専門部会及び幹事会で協議、調整されたものを提案するものでございます。</p> <p>町字名の取扱いについて、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以降でございますが、1、町字の区域は、従前のとおりとする。</p> <p>2、町字の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1)伊予市については、現在地名を継承する。</p> <p>(2)中山町及び双海町については、「伊予郡」を「伊予市」に置きかえ、「大字」を省き表示する。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>町字名の取扱いについての基本的事項では、市町村合併の際に、町(字)の区域の設定、もしくは廃止または町(字)の区域もしくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多いということでございます。</p> <p>地方自治法第260条の規定でございますが、恐れ入りますが3ページをごらんください。</p> <p>関係する主な法令(抜粋)のところでございますが、地方自治法第260条でございます。</p> <p>政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しく</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>は字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>以下省略させていただきまして、また2ページにお戻りください。</p> <p>2の「町」「字」についての定義ですが、字とは、市町村の区域内の一定の区域をいうということでございます。この下に3つ行政実例を載せております。</p> <p>1つ目は、「字」には、いわゆる字のみならず「大字」または「小字」も含まれるという行政実例でございます。</p> <p>2つ目は、市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、これは「字」と同様である。この場合、地名呼称上「町」という文字をつけない町と同様の区域があるが、これは名称を町と言わないだけであって、法第260条の町であるということでございます。</p> <p>3つ目は、「町若しくは字の区域をあらたに画し」とは、新たな町名または字名をつける場合も含まれるということでございます。</p> <p>また「町若しくは字の名称を変更する」とは、単に従前の町または字の名称を変更する場合及び町または字の区域を変更するとともに同時にその名称を変更する場合であるとなっております。</p> <p>(2)の合併による調整・変更でございますが、合併協議の先進事例では、そのほとんどが町字名の取り扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町字名をそのまま使用する取り扱いをしておるところが多いのですが、合</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>併関係市町村間で、同一または類似の町字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすことになるので、この部分についてのみ変更する取り扱いをしているということでございます。</p> <p>市町村の廃置分合及び境界変更に際し、旧町村の字の区域及び名称をそのまま新市町村の字の区域及び名称とする場合には、自治法第260条の手続を要しないということで、例えば「伊予郡中山町」、「伊予郡双海町」を新しい市の「伊予市」にただ置きかえるだけであれば、自治法第260条の手続が要らないということでございます。</p> <p>合併に際して「大字」を単に「」、例えば「大字出淵」を単に「出淵」と変更するなど「大字」や「小字」を表示しないこととする場合であっても、大字も含めて固有名詞と考えられますので、この場合には自治法第260条の手続が必要となるので、議会にかけなければならないということでございます。</p> <p>次の3ページをごらんください。</p> <p>3の町字名の変更手続でございますが、まず、市町村長が提案しまして、市町村議会の議決を経て知事へ届け出をしまして、知事が告示すると効力発生となりますが、この処分は新市で行うべきものであることから、合併日に施行させるためには、合併日に新市の市長職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分せざるを得ず、同日に知事へ届け出を行いまして、効力発生要件となる知事の告示は、事前の十分な連携のもとに合併日付で行い、また新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなります。</p> <p>町字の名称のみの変更手続については、合併前に当該区域の属す</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>る関係市町の議会で議決を経て、知事に届け出ることも可能であるということでございます。</p> <p>先進地事例につきましては、3件ほど載せておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、別物の第10回の会議附属資料をごらんください。別物の第10回会議附属資料でございます。よろしいでしょうか。A4横長でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>附属資料1ページをごらんください。</p> <p>町字名の取扱いとなりますけれども、町字の区域は従前のおりとするということですから、変更はありません。町字の名称については、伊予市は現在地名を継承しまして、中山町及び双海町については、「伊予郡」を「伊予市」に置きかえ「大字」を省き表示ということですから、伊予市では24の字がございますが、大字表示はございませんので、現行のままでございます。中山町では、4つの字がございます、大字の表示を省いて中山、出淵、栗田、佐礼谷。双海町でも5つ字がございます、中山町と同じように大字の表示を省いて高野川、上灘、高岸、大久保、串となります。</p> <p>下段ですが、最初の庁舎の所在地がどのようになるか例を挙げております。伊予市は現在地名を継承するということですから、愛媛県伊予市米湊820番地は変わらず現行のままでございます。中山町では、愛媛県伊予郡中山町大字出淵2番耕地120番地が愛媛県伊予市中山町出淵2番耕地120番地。双海町では、愛媛県伊予郡双海町大字上灘甲5821番地の6が愛媛県伊予市双海町上灘甲5821番地の6に、合併後このような住所の表示になるということでございます。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
中村議長	<p>ただいま事務局から説明がありました町字名の取扱いについてご質問、ご意見等を伺いたいと思います。</p> <p>日野委員さん。</p>
日野委員	<p>住所表記というものは、簡略化をしていくべきであるし、また新市の一体感を醸し出すためにも旧町名などは表記しない方がよいというふうな意見も一部には出てまいりました。しかしながら、あくまでもこれは地域の方々のあるいは地元の考え方を尊重すべきであるというふうなことに意見が集約をされました。一応お伝えをしておきます。</p>
中村議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ご意見もないようでございますので、それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第43号町字名の取扱いにつきましては、原案のとおり確認するというごことでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第43号につきましては、原案のとおり確認させていただきます。</p> <p>次に、協議第44号新市建設計画（案）についてを議題といたし</p>

発言者	議題・発言内容
三ツ井次長	<p>ます。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、会議資料の4ページをごらんください。</p> <p>協議第44号新市建設計画（案）について。</p> <p>4ページ、おわかりでしょうか。</p> <p>新市建設計画（案）について。</p> <p>新市建設計画（案）について、次のとおり確認を求める。</p> <p>記以下でございます。新市建設計画（案）について新市建設計画の案を別冊のとおり定める。</p> <p>お手元へ資料をお願いいたします。まず、協議第44号資料2の1といたしまして新市建設計画（案）、もう1点資料2の2といたしまして新市建設計画修正案、以上の2種類でございます。お手元へお願いいたします。</p> <p>新市建設計画原案につきましては、6月30日に開催されました第4回合併協議会で提案し、ご協議いただきました。その結果、新市建設計画原案を県へ事前協議することについて確認をいただき、早速翌日に県へ申請を行っております。</p> <p>県では地方局での意見集約、本庁での意見集約等関係機関での審査を経まして、最終確認をいただいております。県との事前協議中に建設計画の本文及び建設計画本文の附属資料であります新市建設計画掲載事業、県事業調書、市町事業一覧表の記述内容等につきまして、県からの照会、修正意見等がございました。</p> <p>今回の事前協議に伴う愛媛県からの指摘事項とか修正意見につきましては、検討の結果、一応県からのご指摘の内容を基本的に尊重</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>し、県の意見に沿った形での修正を行っております。</p> <p>なお、愛媛県総務部長から9月21日付けで合併協議会中村会長あてに伊予市・中山町及び双海町の合併に伴う市町村建設計画に係る事前協議について、お手元の新市建設計画修正案のとおりで特に意見はないという回答をいただいております。</p> <p>ただし、新市建設計画に記載された県の関係事業につきましては、実施の際に事業費、年次計画等を改めて検討することになりますので、申し添えますという意見をいただいております。</p> <p>それでは、資料2の2、新市建設計画修正案をごらんいただきたいと思っております。</p> <p>新市建設計画の内容につきましては、6月30日開催の第4回合併協議会の提案時に説明させていただいておりますので、重ねての説明は省略させていただきます。本日は修正部分の要点のみの説明にさせていただきます。</p> <p>今回、県からの指摘事項に沿いましでの修正内容としては、主要施策等の文章表現とか用語の使い方、文章の続きぐあい等の精査による語句の表現の修正でございます。文章の趣旨自身についての大きな変更はございませんでした。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、目次を見ていただきたいと思っております。</p> <p>ごらんのように修正箇所の文字に取り消し線を引きまして、囲み線の中に修正後の文字を記述し、網かけで表示をしております。修正前と修正後が対比できるように整理をしております。</p> <p>第1の1では「と課題」を削除しております。次ページの2行目の文章の見出しの記述と合わせまして「と課題」を削除しております。</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>す。修正文として「１ 合併の必要性」に改めております。</p> <p>次ページをごらんください。</p> <p>「と課題」を削除しております。（１）の日常生活圏の拡大と住民ニーズの高度・多様化への対応から次ページの（５）につきましては、合併の必要性についての記述でありまして、文章の構成上、ここでの「と課題」という表現は適切でなく、今回は削除しております。修正後として「１ 合併の必要性」に改めております。</p> <p>次に中ほどの文章でございますが、「行政の負担が重くなり、」の記述があった方が文章の意味が通じるので、今回加筆をしております。修正文といたしましては、「３市町が合併することで一極集中のまちづくりを行うと、周辺部となる地域の衰退が加速され、結果として新市全体の活力が低下し、行政の負担が重くなり、サービス低下につながることも懸念されます。」というふうに改めております。</p> <p>３ページをお開きください。</p> <p>上から３行目でございますが、「上記の課題に対応し、」というのを削除しております。前ページ下段の「（５）行財政の効率化への対応」の記述内容につきましては、建設計画作成当初の事前協議時に修正をしております。ここで「上記の課題に対応し、」という表現は、文章の意味合いが上適当でないため、今回削除をしております。修正文といたしまして「このような状況のもと、行政サービスレベルを維持していくためには、公共サービスの提供のあり方を見直していくとともに、３市町が一体となって行財政運営の効率化を図っていくことが必要になります。」に改めております。</p> <p>下の方でございますが、「天然記念物」を削除しております。こ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>の「天然記念物」は上記 の右端部分の記述で「豊かで多彩な自然」でありますとか、 の「文化的資源」という表現に含まれていると思われるため、今回削除をしております。修正文といたしまして、「 歴史的、文化的資源に恵まれています。」に改めております。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>図表「年齢別階級区分の推移」の平成2年度、平成12年度の年少人口、生産年齢人口、老年人口の合計人数が図表上段の合計値、平成2年度でありますと4万1,516人、平成12年度でありますと4万505人と合わないために、注といたしまして説明文を加筆をしております。「注：「年齢不詳」が平成2年は3人、平成12年度は14人いるので、合計と一致しない。」というふうに加筆をしております。</p> <p>7ページでございますが、産業別人口の推移、これにつきましても平成2年度、平成12年度の産業別の合計人数が合計値、平成2年度でありますと2万1,226人、平成12年度でありますと2万544人と合わないために、注として説明文を加筆をしております。「注：「分類不能」が平成2年は1人、平成12年は47人いるので、合計と一致しない。」というふうに改めております。</p> <p>産業別人口3市町内訳でございますが、第1次産業から第3次産業までの合計人数が就業者総数に合わないため、注として説明文を加筆をしております。「注：「分類不能」が平成12年は47人いるので、合計と一致しない。」というふうに加筆をしております。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>ここではわかりやすく、間違いをなくするために「国道」を加筆</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>し、「国道378号」というふうに表示を改めております。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>「JR予讃・内子線、」を削除しております。伊予市から内子町までにつきましては、正式路線名が予讃線でありまして、内子駅から新谷駅までの間が内子線となっておりますので、今回「JR予讃・内子線、」削除いたしました。修正文といたしまして「3市町における鉄道機関は、JR予讃線、伊予鉄道郡中線があり、利用客の大半は、松山市への通勤・通学となっております。」に改めております。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>中ほどでございますが、「合併の必要性と課題」から」を削除しまして、その後の「を抽出し、さらにそれ」も削除しております。県への意見照会時に削除しております1ページの第1序論の中での「合併の必要性と課題」という見出しの表現をここで記述するのは文章の意味合い上好ましくないため、「合併の必要性と課題」から」と「を抽出し、さらにそれ」という文章を今回削除いたしました。修正文といたしまして、「まちづくりの方向性」をまちづくりの視点と行政運営の視点とから整理統合して導き出したものを「郷(くに)づくりの基本理念」として次のとおり設定します。」に改めております。</p> <p>次ページの中ほどでございます。</p> <p>「保険・年金制度の」を削除しております。23ページの施策名「福祉施策の向上と充実」という見出しに合わせた形で「保険・年金制度の」という記述を削除いたしました。修正後といたしまして、「福祉施策の向上と充実」に改めております。</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>16ページをごらんください。</p> <p>中ほどでございますが、より論点が明確になると思われるために、今回「安定供給を図るため、有効な水利用に努めながら、節水型まちづくりを推進するとともに、」を改めまして、「節水型まちづくりを推進しながら、有効な水利用に努めるとともに、安定供給を図るため、」というふうに改めております。修正文といたしましては、「水需要に対しては、節水型まちづくりを推進しながら、有効な水利用に努めるとともに、安定供給を図るため、新たな水資源開発に取り組むことが必要です。」というふうに修正をしております。</p> <p>17ページ、次ページでございます。</p> <p>「を」というのを「の」に改めまして、「し、」というところを「を促進し、」というふうに改めております。「を整備し、」とすると新市ですべてを整備するようにとれますので、「の整備を促進し、」というふうに表現を少し柔らかい記述に修正をしております。修正文といたしまして「世界的な規模で進展している情報化に対応した、広域的な高度情報通信ネットワーク（CATV、ADSL、光ファイバーケーブル）の整備を促進し、多様な情報ニーズに対応する高度な情報サービスの提供を図ります。」というふうに改めております。</p> <p>18ページをお開きください。</p> <p>中ほどでございますが、「の検討」を加筆しております。前ページ11行目の施策名「道路・交通基盤の整備」の中での文章表現に合わせた形で加筆をしております。修正後として「コミュニティバス導入の検討」に改めております。その下も同じく「の検討」の</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>加筆でございます。前ページ13から14行施策名「道路・交通基盤の整備」の中での文章表現に合わせた形で加筆修正をしております。修正後として「新規旅客航路・フェリー航路の開設の検討」に改めております。</p> <p>23ページをお開きください。</p> <p>5行目の「また、」というのを削除しております。文章の構成上の関係で「また、」をここは削除した方が適当なため、削除をいたしております。その下に文章を加筆しております。「また、新市全域を対象とし、一体性の確保と保健・福祉等の充実を目的に複合施設として、新市の核となる地域交流センターの整備を図ります。</p> <p>身近なところで健康相談等実施でき、均衡ある発展を目指すため旧市町単位での保健センターの充実も図ります。」ここでは、保健・福祉等の充実を目的の複合施設であります地域交流センターの整備と均衡ある発展を目指すための旧市町単位での保健センターの整備についての記述を文章に加筆して、ただいまのように改めております。</p> <p>下へいきまして、「施設」を「施策」に改め、「などの勤労者施策の充実」を削除しております。勤労者福祉施設の具体的例示の表示がないのであれば、「勤労者福祉施策の充実」でいいのではないかとと思われるために今回「施設」を「施策」に改め、「などの勤労者施策の充実」という記述を削除しております。修正文といたしましては、「さらに、低所得者福祉施策や、勤労者福祉施策の充実に努めます。」というふうに改めております。</p> <p>24ページをお開きください。</p> <p>中ほどでございますが、「地域交流センターの整備」を加筆して</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>おります。前ページの施策名「保健・医療の充実」の文章中への追加記述により、主要事業としてここに加筆をしております。左下でございますが、「保険・年金制度の」を削除しております。意見照会時に前ページの施策名「福祉施策の向上と年金制度の充実」という記述を「福祉施策の向上と充実」に修正しておりますので、今回「保険・年金制度の」を削除し、整合性を合わせて修正をいたしております。</p> <p>26ページをお開きください。</p> <p>文化財のわかりやすい分類区分に合わせた方がよいと思われるため、「指定文化財や無形民俗文化財等」を改めまして、「有形・無形文化財や民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物」に変更しております。その下が読点を打って語句を切る方が意味が通じるということで「専門職員の充実等を図り」の後ろに読点を打っております。表現が適切でなく、通常用いる言葉の方が望ましいということで、「歴史遺産」を改めまして「文化財」への修正でございます。同じく通常用いる言葉が望ましいために「保護・伝承」というのを「活用」に改めております。修正後の文章としまして、「新市には多数の有形・無形文化財や民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物があるほか、多くの埋蔵文化財包蔵地が点在しているため、専門職員の充実等を図り、これら文化財の適切な保存・活用に努めます。」というふうに改めております。</p> <p>次ページ、27ページをごらんください。</p> <p>「歴史遺産の適切な保存」を改めまして、「文化財の適切な保存・活用」にしております。前ページ6から7行の記述に合わせて、通常用いる言葉に修正をしております。その下、「の」を削</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>除しております。前ページの9行目の文章表現と合わせまして「の」を削除しております。修正後といたしまして「ふるさと学習の機会拡充」に改めております。</p> <p>28ページをお開きください。</p> <p>中ほどでございますが、「造成」を改めまして「整備」にしております。「漁礁・漁場の整備」という記述の方が一般的な表現でありまして、今回「造成」を「整備」に修正をしております。修正後としまして、「地域の生態系を踏まえた漁礁・漁場の整備、藻場造成などを進め、水産資源の増大と漁獲量の持続的な安定確保を図ります。」というふうに改めております。</p> <p>30ページをお開きください。</p> <p>ただいまの「開発」を「整備」に改めております。28ページの21行目の施策名「水産業の振興」の記述の中での表現「漁礁・漁場の整備」に合わせまして、「開発」を「整備」に修正をしております。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>中ほどでございますが、「地域交流センターなど活動拠点施設を新市における一体性の確保と併せて均衡ある発展を図りながら、計画的に整備します。地域内分権を推進するために、地域の自治活動及び交流等の拠点として、」というのを変更いたしまして、「自治支援センターなど活動拠点施設の計画的な整備を行い、」というふうに改めております。ここで記述してありました地域交流センターにつきましては、保健福祉等の充実の目的の複合施設として位置づけまして、23ページの施策名「保健・医療の充実」の中で記述し、記述箇所の変更を行いました。ここでは、施策名「住民自治の</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>推進」としての自治支援センターなど活動拠点施設についての修正記述をしております。</p> <p>33ページをお開きください。</p> <p>「地域交流センター」を改めまして「自治支援センターなど活動拠点施設」に改めております。31ページの施策名「住民自治の推進」の記述の中での地域交流センターにつきましては、23ページの施策名「保健・医療の充実」へ記述場所を移動いたしました。文章の中での記述は「自治支援センターなど活動拠点施設」に変更しておりますので、文章に合わせた形でここを修正しております。</p> <p>34ページお開きください。</p> <p>「ふるさと林道緊急整備事業」を削除しております。ふるさと林道緊急整備事業は現在県営事業での事業計画が不明でありまして、意見照会時に市町事業での計画へ変更しているため、今回ここでの記述を削除いたしました。</p> <p>35ページをごらんください。</p> <p>「2 適正配置と整備」の(1)、(2)を改めまして、「2 施設整備・活用の基本方向」(1)、(2)、(3)に修正をしております。現在の記述につきましては、地域事務所とコミュニティー関連施設のみでありまして、公共施設の適正配置と整備の考え方としては説明が不十分な記述になっております。今回もう少し詳しく、施設全般についての施設整備・活用の基本方向として(1)、(2)、(3)に分けまして、それぞれの考え方について説明文を追加、修正をしております。修正後の文章としまして、</p> <p>「2 施設整備・活用の基本方向</p>



発言者	議題・発言内容
	<p>( 1 ) 新規施設の整備</p> <p>新規の公共施設の整備にあたっては、住民のニーズを的確に把握するとともに、既存の公共施設との機能分担を明確にし、その役割と必要性について検討したうえで整備します。</p> <p>さらに、新規の公共施設の維持・管理体制や施設の運用・活用方法などについても具体的に検討します。</p> <p>( 2 ) 老朽施設等の再整備</p> <p>老朽施設や時代の変化とともに役割が変わりつつある施設については、複数の施設の統合や機能の複合化などを検討し、住民のニーズに応じて、効率的にサービスが提供できるよう再整備に努めます。</p> <p>( 3 ) 既存施設の有効活用</p> <p>既存の公共施設については、住民ニーズを的確に捉え、身近な行政サービスの低下を招かないよう配慮しながら施設の連携強化や機能分担による利活用と効率的な管理運営を目指します。」というふうに改めております。</p> <p>39ページをお開きください。</p> <p>財政計画についての修正でございます。財政計画の変更につきましては、県との事前協議に伴う建設計画掲載事業、県事業、市町事業の事業費の財源内訳の見直し、変更によるものでございます。これらを財政計画に反映させたことによる財政計画の内容の精査による修正です。</p> <p>39ページに修正前、40ページに修正後を記述しております。</p> <p>歳入歳出それぞれの修正部分の数字に網かけ、下線表示をしております。今回の建設計画掲載事業、県事業、市町事業の変更に伴う</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>財政計画への影響する、財源区分、金額といたしましては、県事業につきまして市町村費として2,662万9,000円の増額、うち起債といたしまして2億7,060万円の減額でございます。市町事業といたしまして、国費1,123万3,000円の増額、県費3,674万8,000円の減額、市町費2,551万5,000円の増額、うち起債額として920万円の減額。県事業と市町事業を合計いたしました事業費としては、県事業分の市町村費の2,662万9,000円の増額、国費として1,123万3,000円の増額、県費として3,674万8,000円の減額、市町費として5,214万4,000円の増額、うち起債といたしまして2億7,980万円の減額でございます。</p> <p>これらの財源区分ごとの金額の変更に伴う財政計画の修正によりまして、平成17年度の歳入歳出合計額を比較して見ますと、修正前が164億3,900万円、修正後が164億100万円で3,800万円の減額となっています。10年目の平成26年度では、修正前139億2,700万円、修正後139億1,300万円ということで、1,400万円の減額修正となっております。</p> <p>以上が財政計画についての修正でございます。今後の建設計画関係の手續について、若干説明をさせていただいたらと思います。</p> <p>ただいまご説明いたしました新市建設計画の修正案についてご確認いただきますと、取り消し線、囲み線、網かけなどを除き正式に修正いたしましたお手元の資料2の1の新市建設計画(案)によりまして、早速合併特例法第5条第3項に基づき、県へ正式協議をいたしたいと考えております。</p> <p>次回の協議会につきましては、後ほどその他の議題といたしまし</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>てご協議いただくことにしておりますが、この会議資料では10月7日を予定しております。この予定の日程を前提として今後の手続について説明をさせていただきます。</p> <p>10月7日開催予定の第11回合併協議会までには、県からの異議のない旨の回答をいただけるものと予測しておりまして、新市建設計画の決定については、県からの異議のない旨の回答をもって協議会長の決裁を得て、新市建設計画の決定と考えております。</p> <p>なお、次回の第11回合併協議会で正式協議に伴う愛媛県知事からの回答の報告をさせていただく予定でございます。その後、合併協定書の調印、3市町議会による議決、そして10月下旬までには県への合併申請を予定しているところでございます。</p> <p>新市建設計画（案）の提案説明は以上でございます。新市建設計画（案）の最終確認につきまして、ご協議をよろしくお願いいたします。</p>
中村議長	<p>それでは、新市建設計画（案）について、ご質問、ご意見を受けたいと思います。</p> <p>ご異議もないようでございますので、それではお諮りをいたします。</p> <p>協議第44号……</p>
大石委員	<p>議長、35ページなのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>適正配置と整備について、大幅な修正がありますが、修正前の「（1）地域事務所については、各地域住民の行政サービスの拠点として現庁舎を活用し」という表現があります。これをぜひ残</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>してもらいたいと思うんですが。と申しますのは、このかわりに修正の3番が大体表現を変えての記述だと思うんですが、ぼけた表現になっておりますので、ぜひ、より具体的な表現を入れていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。</p> <p>事務局説明できますか。</p>
和田局長	<p>ただいまの地域事務所について、「現庁舎を活用し」という文言を残す方がいいんじゃないかというご指摘かと思います。</p> <p>地域事務所につきましては、既に新市の組織、機構の方で確認をいただいております。制度的な機構については地域事務所を確認をいただいております。ここにありますのは、箱物の整備としての方向づけでございます。箱物の整備につきましては、新市においてそれぞれ柔軟に対応する必要もあると。そういうことで組織、機構における地域事務所の役割を確保しながら、より効率的な整備を図ると、そういう視点からこういう記述にしておるものでございまして、ここで「現庁舎を活用し」というのと地域事務所の機能を確保するということとは全く別でございますので、「現庁舎を活用し」という記述を残さないと地域事務所の機能が変わるとか、そういうことではございません。箱物整備の方向づけとして、よりこういう表現の方が新市の運営として適切ではないかということで、修正をしておるものでございまして、ご理解いただきたいと思います。</p>
中村議長	<p>大石さんわかりましたか。</p> <p>どなたかもう少し補足できる……。</p>

発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>はい、どうぞ。</p> <p>地域事務所につきましては、確認いただきました内容で、これは条例で規定することになっておりますので、明確に伊予地域事務所、中山地域事務所、双海地域事務所というように条例で明記されることになっております。</p>
中村議長	<p>はい、どうぞ。</p>
大石委員	<p>現のいわゆる役場、庁舎は行政的にはずっと置いておくと。そのほかのいわゆる公共施設については、有効活用するという表現ですが、行政の機構とその活用は別であるということですか。</p>
和田局長	<p>ご指摘の趣旨は、地域事務所の機能が変わってしまうんじゃないかと、そういう懸念かなと思いますけども、地域事務所の機能というのは、組織、機構の方で確認をいたしまして、それについては条例で明確に位置とか役割とかが明記されます。</p> <p>ここで、この建設計画で方向づけをしておりますのは、地域事務所の箱物としてどういうふうに整備していくかということでございますので、それぞれ伊予、中山、双海庁舎については老朽度とか事情が異なりますので、それについては最も効率的な有効な活用を新市でもしていくと、そういうことから記述をしておるものでございますので、ここで「現庁舎を活用し」という表現がなくなるということと地域事務所の役割が変わるということは全く別で、地域事務所の機能については既に確認をしたとおり変わらないと。その点を</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>踏まえた上でこの公共施設の整備については、ご検討いただけたらと思います。</p> <p>そういうことですので、よろしくをお願いします。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>はい、日野委員。</p>
日野委員	<p>18ページの「コミュニティバス導入」、これが「の検討」が入るようですが、「の検討」を入れますとこのバス導入ということが一歩後退するのではないかという思いがするわけですが、その点はどうなるのでしょうか。</p> <p>次に24ページ、総合病院の誘致というふうにあるんですが、誘致であるということになりますと、直接新市が運営をするということではないと思います。もしやるとすると、全国的に見て市町の総合病院というのは、大体大赤字で大変なお荷物になっておるわけですが、この場合の総合病院は誘致というふうになっておりますが、そこらあたりの可能性というか、どういうふうなことを考えておられるのか。</p> <p>以上2点についてお尋ねをいたします。</p>
三ツ井次長	<p>まず、18ページの「コミュニティバスの導入の検討」という「の検討」を今回ここに加筆しておるんですけども、これは前ページの11行目を見ていただいたらと思いますが、この文章の中で「コミュニティバスの導入の検討」というふうに以前からなっております、単純に整合性を合わせたという形の修正というふうに入</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>考えていただけたらと思います。</p> <p>総合病院については、誘致の方向でこれから働きかけていったらどうかという願望を込めましての建設計画の中への文章の記述ということでございます。</p> <p>ということですが……。</p> <p>日野委員さん。</p>
日野委員	<p>18ページの件は17ページとの整合性を図るために「の検討」を入れたということでございますので、了としたいと思います。</p> <p>次に24ページの総合病院の誘致ということですが、これは何か誘致できるといったある程度の可能性、働きかけというか、そういったものがあるのかどうなのか、いま少しお聞かせをいただきたいと思います。</p>
三ッ井次長	<p>建設計画は、10年計画で計画しておりますから、その10年間の間には総合病院の誘致も十分進めて検討していくべきものじゃないかということで、記載をさせていただいておるということでございます</p>
中村議長	<p>それぐらいにしてくださいな。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りをいたします。</p> <p>協議第44号新市建設計画（案）につきましては、修正案のとおりとすることでご異議ございませんでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p data-bbox="746 383 1072 416">(「異議なし」の声あり)</p> <p data-bbox="483 517 1337 680">ご異議がないようでございますので、新市建設計画につきましては、この修正をいたしました計画案をもちまして、県ご当局に本協議をお願いすることといたします。</p> <p data-bbox="483 719 1337 949">なお、新市建設計画の決定の手順につきましては、事務局からも説明がありましたとおり、県ご当局の回答をもって速やかに事務的な手続をとりまして、次回の合併協議会でご報告をするということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p data-bbox="483 987 1337 1487">ただいま新市建設計画につきましては、計画案のご確認をいただきまして、いよいよその最終手続であります本協議に入るわけでございます。また、先ほどご協議をいただきました町字名の取扱いの確認によりまして、この協議会で予定をいたしておりました協定項目もすべて確認ができたということになるかと思えます。さらに、電算システム統合につきましても各方面にご心配をおかけいたしました。本日議題の最初にご報告申し上げましたとおり、基本計画に従って着実な進捗を見ております。</p> <p data-bbox="483 1525 1337 1756">一方、この協議会におきましては、これまで平成17年3月31日以前を目標とするということで、期日を特定しないまま合併の協議を進めてまいりましたことは、委員各位ご案内のとおりでございます。</p> <p data-bbox="483 1794 1337 1957">そこで、合併協議会最終段階に至りまして、合併の目標期日につきましては、一定のめどがついたと考えられますので、合併の期日につきましてもご協議をいただきたいと思います。</p>



発言者	議題・発言内容
西岡主任	<p>会議資料の方はその2になりますが、協議第45号といたしまして、合併期日の変更についてを議題といたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、協議会資料その2の24ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>協議第45号合併の期日の変更について。</p> <p>合併の期日の変更について、次のとおり確認を求めます。</p> <p>記以降ですけれども、合併の期日について、合併の期日は平成17年4月1日とする。以下、本年4月8日に開催の第1回協議会において確認されております調整内容を参考に記載しておりますが、目標期日を1日延期いたしまして、平成17年4月1日とするという調整案でございます。</p> <p>それでは次ページ、25ページに協議第45号資料といたしまして、合併期日の変更の理由、また期日の決定に関する資料を掲載しておりますので、ごらんください。</p> <p>まず、変更等の理由についてですが、大きく3つ挙げております。</p> <p>1つは第1回協議会において「合併の期日は、平成17年3月31日以前を目標とする。」と確認しているため、具体的な期日を決定する必要があります。</p> <p>2つ目は市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の成立により、平成17年3月31日までに都道府県に合併を申請し、平成18年3月31日までに合併した市町村には、現行の合併</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>特例法に規定する特例措置が適用される。したがって、平成17年4月1日に合併期日を延期しましても、合併特例法に規定されております合併の障害を除去するための各種の特例措置、また普通交付税の算定替や合併特例債などの財政支援措置を受けることができます。</p> <p>3つ目は、合併の期日を平成17年4月1日とした場合には、新市の財政面において有利であり、年度開始日での合併となるため、決算、予算及び業務運営の面で効率的であるということであり、まず、財政面で有利であると申しますのは、後ほどご説明をいたしますが、新市において適用される普通交付税の合併算定替において、平成16年度末までに合併するよりも平成17年4月1日に合併した方が合併算定替の適用される期間が1年長くなりますため、普通交付税の特例加算額に違いが生じることになります。</p> <p>それから、例えば平成17年3月31日に合併した場合には、新市として1日の会計年度が存在することになるため、平成16年度1日の暫定予算を編成しなければならず、またその決算処理の事務も行わなければならないなど、余分な事務が生じることになります。よって、新年度の初日である4月1日の合併が事務の簡素化が図れ効率的であり、また記念すべき新市のスタートの日として非常にふさわしい日ではないかと思われま。</p> <p>本日、ご提案をしております合併の期日につきましては、合併協議の進捗状況、また県との詳細な協議が必要となる建設計画の策定などのスケジュールの見通しが立たなかったため、協議会では目標を定めておくしかなかったのですが、合併協議も進み、建設計画の</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>正式協議の回答が得られる見通しが立ちまして、合併期日を協議会に正式に提案することが可能となりました。</p> <p>なお、合併するためには、3市町の議会において議決をしてから県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届け出、総務大臣の官報告示などさまざまな手続が定められており、相当の日数を要することからこの点も考慮し、事務局、関係部会職員及び幹事会において平成17年3月31日以前、また以後も含めまして検討しました結果、ただいまご説明いたしました理由により平成17年4月1日に合併することが最良ではないかと判断いたしまして、提案をさせていただきます。</p> <p>それでは、次に2関係法令等といたしまして、ただいまご説明しました変更理由でございます合併特例法の一部改正による経過措置の追加、また地方交付税の合併算定替に関します根拠法令を掲載しておりますので、ごらんください。</p> <p>まず、(1)合併特例法の規定の適用に関する経過措置といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の附則の関係箇所を抜粋して掲載しております。この法律は平成16年5月19日に成立し、同月26日に公布をされておまして、この合併特例法の一部改正において附則の第2条に第2項が追加されております。</p> <p>4行目ですけれども、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請に係る市町村の合併については、この法律は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなときは、同日後は、この限</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>りでないという経過措置が追加をされましたので、この経過措置を適用し平成17年4月1日に合併するものであります。</p> <p>なお、以下にはただいまご説明しました第2項にあります合併申請の取り扱いについて規定をしております地方自治法第7条の関係箇所を抜粋して掲載しております。</p> <p>それでは次ページ、26ページをごらんください。</p> <p>(2) 地方交付税の合併算定替についてですが、この合併算定替につきましては、市町村の合併に伴う財源不足額の減少を防止し、合併の障害を除去するための財政不足額の算定に係る特例措置でありまして、主として経常経費に係る当面の節減不能額を考慮するために設けられた措置であります。</p> <p>この特例措置は市町村の合併の特例に関する法律第11条第2項に規定されておりまして、合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後5年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とするとしております。</p> <p>この規定では、合併した年度及び合併年度以降の10年度については、合併後の普通交付税の算定を行うその年度ごとにその年度の交付税の算定式に従って、旧市町がなお存続するものとして計算した額を下らない額を補償し、それ以降の5年度については、激変緩和措置として合併算定替による増加額を段階的に縮減するといったし</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ております。</p> <p>なお、この規定において算定替の基準日が4月1日とされておりますことから、4月1日に合併をした場合は段階的に縮減される5年間を含め、新市として16年間合併算定替の措置を受けることができますが、平成16年度末までに合併した場合は、合併した年度となる平成16年度は合併前の市町村に交付されていることから新市としては段階的に縮減される期間を含めて15年間しかこの措置を受けることができないこととなります。このことによりまして、4月1日に合併することが新市の財政面において非常に有利であると考えられます。</p> <p>次ページ、27ページに平成17年4月1日に合併した場合と3月31日に合併した場合の普通交付税の合併算定替の措置期間の違いについて図にしてお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思っております。</p> <p>まず、普通交付税の額の表をごらんください。</p> <p>合併算定替の額がどのくらいになるかについて、平成14年度の交付税の算定式、算定数値により計算をいたしております。</p> <p>合併算定替に影響いたします平成14年度の普通交付税額については、伊予市が28億1,300万円、中山町は17億700万円、双海町は17億5,400万円、3市町合計しました62億7,400万円が合併算定替により算定した交付税額になります。</p> <p>合併後の新市として算定した額が一本算定Bの額51億8,700万円でございます。この合併算定替の額から一本算定額を差し引きました10億8,700万円が合併算定替による普通交付税の増加額でありまして、つまりこの額が平成14年4月1日以前にこの</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>3市町が合併していた場合に措置される平成14年度の特例加算額ということになります。</p> <p>以下、この試算額を参考に平成17年4月1日合併の場合と平成17年3月31日合併の場合を図にしております。</p> <p>まず、平成17年4月1日合併の場合ですが、縦に合併算定替による交付税額として特例加算額を上段に、新市として算定した一本算定額を下段に区分してありまして、特例措置の適用により交付税がどのようになるかについて年度ごとにお示しをしております。</p> <p>4月1日合併の場合は、合併年度が17年度になりますので、17年度から平成27年度までの11年間については、合併算定替の特例措置を受けることができ、特例加算額が100%交付されます。その後の28年度から32年度の5年間については、図の上部に総務省令で定める率を記載しておりますが、その縮減率をその年度の特定加算額に乗じた額が交付されることとなります。</p> <p>なお、図に網かけをしております部分が3月31日に合併した場合との特例加算額の差でございます。</p> <p>次に平成17年3月31日に合併した場合ですが、3月31日に合併した場合は、合併年度が平成16年度になりますので、合併年度の交付税は3市町にそれぞれ交付されております。よって、合併算定替の特例措置を100%受けられる期間は平成17年度から26年度までの10年間となりまして、この後の27年度から31年度の5年間については、段階的に縮減されることとなります。</p> <p>なお、点線で示しておりますのは4月1日に合併した場合の特例加算額をお示ししております。この4月1日合併した場合と3月31日に合併した場合との合併算定替における特例加算額の差額につ</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>きましては、平成17年度以降の普通交付税の算定額によって大きく変動するものでありまして、現段階で将来の交付税の額を確定的に計算することはできないためお示しをしておりませんが、平成16年度末までに合併をいたしましても、実質的に新市としての施策や事業を実施するのは平成17年度からでございます、合併後の厳しい財政状況を考慮し、少しでも有利な方法と考えまして、目標としておりました期日を1日延期しました平成17年4月1日の合併を提案するものでございます。</p> <p>続きまして、1ページお戻りいただきまして、26ページに県内の先進地の事例を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。</p> <p>合併日、合併の予定期日の順に一覧にしております。</p> <p>上から新居浜市、四国中央市、西予市、久万高原町、東温市の5市町は既に合併をしておりますので、合併日を記載しております、以下の協議会については協議により確認されております予定日を記載しております。ごらんいただきますと一番下になりますが、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会が本日提案をしております合併期日と同じ平成17年4月1日の合併となっております。伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会では当初第1回協議会において合併の時期については、合併の目標期日を平成16年10月1日までとする。なお、合併期日については、改めて協議すると確認をしております、平成15年12月の第12回協議会においては、合併の期日は平成17年3月31日とする。なお、市町村の合併の特例に関する法律の適用に関して、経過措置が講じられたときは合併協議の進捗状況等を勘案して改めて協議すると修正をいたしておりますことか</p>

発言者	議題・発言内容
	<p>ら、法改正により経過措置が講じられましたので、合併期日を平成17年4月1日に修正されております。</p> <p>そのほか先進地を見ましても、合併期日につきましては必ずしも特定の期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの合併協議の進捗状況、また合併するための手続に要する期間などの事情を考慮し、必要に応じて適宜変更し定めているようであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくご協議をお願いいたします。</p>
中村議長	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>田中委員。</p>
田中委員	<p>中山の田中です。1つお尋ねをいたします。</p> <p>合併期日につきましては、最も重要な協議の1つと考えます。ただいまご説明をいただきました合併の特例に関する法律の一部改正によりまして、財政的に有利であることは理解をすることができます。1市2町の合併を取り巻く情勢また状況の中で新市の住民にとりまして、4月1日が最もよい期日となり得るのでしょうか。事務局といたしましては、4月1日がベストであり、この日しかないとの強い信念を感じております。期日の4月1日につきまして間違いはないか、またほかへの影響はないかを事務局長にお尋ねをいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
中村議長	はい、事務局長。



発言者	議題・発言内容
和田局長	<p>ただいま最初に説明をいたしましたとおり、予算、決算、これにつきましても年度の区切りで移行することによって事務が効率化できます。それから、3月31日となりますと1日だけ年度ができるということで人事の面等にも影響がございます。そのようなことで事務の効率化の面からも4月1日が最もふさわしいであろうと。それから、行政については4月1日が年度の初めでございます、新しい市が発足するという歴史的なスタートの日としてもやはり区切りのいい4月1日とするのが住民の方にも受け入れられやすいのではないかと考えております。</p> <p>先ほどの説明でも、それぞれ各協議会の事情によって日を定めておるという説明で、その先進地事例を見ましてもさまざまな日で移行しております。また4月1日で移行をしておるという市もたくさんございますので、少なくとも4月1日にすることによって問題があるというふうなことはないと考えております。総合的に判断してこの日がいいのではないかとということでご提案申し上げております。</p> <p>以上です。</p>
中村議長	田中委員、どうぞ。
田中委員	<p>この日がよいということでありますので、承知をいたしました。</p> <p>中山町議会の特別対策委員会といたしましては、1つの方法といたしまして、9月1日の時点また9月27日の時点でこの方針でよいということで決定をしておりますので、報告をいたします。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ほかにごありませんか。</p> <p>期日の変更でございますが、このことについてご意見がないよう でございましたら、確認をさせていただきたいと思いますが、よう ございましょうか。</p> <p>お諮りをいたします。</p> <p>協議第45号合併期日の変更については、原案のとおり確認をす るということでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
中村議長	<p>ご異議がないようでございますので、協議第45号につきまして は、原案のとおり確認をさせていただきます。</p> <p>この確認をされました平成17年4月1日の合併期日に向けまし て県及び関係機関のご支援、ご指導を仰ぎながら、今後もろもろの 手続等を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかひとつよ ろしく願いを申し上げます。</p> <p>次に、その他の議題に入りますが、第11回協議会の日程につい て、事務局から説明を求めます。</p>
和田局長	<p>資料の方はまたもとに戻りまして、第10回会議資料の方をごら んください。5ページです。会議資料の5ページをお願いいたしま す。</p>

発言者	議題・発言内容
中村議長	<p>次回第11回の会議といたしまして、資料に既に10月7日木曜日、14時から、場所につきましても双海町町民会館ということで資料の方に記載をいたしております。この日程でよろしければ再度議題等を調整いたしまして、ご案内をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>この件についてご意見ございませんか。</p> <p>それでは、次回は10月7日木曜日、午後2時から双海町ということでどうかよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議題はこれですべて終了をいたしました。</p> <p>会議録署名委員さんには、会議録が調整できた段階でご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆さん方にはご協力に感謝を申し上げまして、議長の席をおろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
坪内主任	<p>これをもちまして、第10回の会議を終了いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 11 月 9 日

会議録署名委員 岡田清満

会議録署名委員 富岡喜久子